

平成24年 第7回定例会

# 道志村議会会議録

平成24年9月11日 開会

平成24年9月20日 閉会

道志村議会

## 平成24年第7回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月11日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長あいさつ	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○一般質問	8
出 羽 和 平 君	8
佐 藤 定 三 君	11
大 田 博 文 君	15
長 田 達 義 君	16
杉 本 秀 明 君	21

### 第 2 号 (9月20日)

○議事日程	23
○出席議員	24
○欠席議員	24
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	24
○職務のため議場に出席した者の職氏名	24

○開議の宣告	2 5
○議事日程の報告	2 5
○日程の追加	2 5
○報告第 3 号の報告	2 5
○議案第 4 2 号、議案第 4 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○議案第 4 5 号から議案第 5 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○認定第 1 号から認定第 1 0 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○請願第 1 号の上程、委員会付託の省略、説明、質疑、討論、採決	4 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○同意第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○道志村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	4 7
○閉会中の継続調査について	4 9
○村長あいさつ	4 9
○閉議の宣告	5 0
○閉会の宣告	5 0
○署名議員	5 1

平成24年第7回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月27日

道志村長 大田 昌博

記

1 日 時 平成24年9月11日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

---

不応招議員（なし）

---

## 平成24年第7回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成24年9月11日（火曜日）午前10時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 3号 平成23年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第42号 道志村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例
- 第 6 議案第43号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第44号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第45号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第 9 議案第46号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第47号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第48号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第49号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第50号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第14 議案第51号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第15 議案第52号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第16 認定第 1号 平成23年度道志村一般会計決算の認定について
- 第17 認定第 2号 平成23年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第18 認定第 3号 平成23年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第19 認定第 4号 平成23年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 5号 平成23年度道志村老人医療費特別会計決算の認定について
- 第21 認定第 6号 平成23年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定について
- 第22 認定第 7号 平成23年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第23 認定第 8号 平成23年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について

て

第24 認定第 9号 平成23年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について

第25 認定第10号 平成23年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第26 同意第 3号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第27 請願第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

第28 道志村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

---

#### 出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大田昌博君	教育長	佐藤光男君
総務課長	池谷忠君	産業振興課長	大房保夫君
住民健康課長	池谷力三君	教育課長	山口幹夫君
会計管理者	山口晃司君		

---

#### 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 山口亮君

---

### ◎開会の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、ただいまから平成24年第7回道志村議会定例会を開会いたします。

（午前10時30分）

---

### ◎村長あいさつ

○議長（水越茂広君） ここで、大田村長から招集のあいさつをお願いします。

○村長（大田昌博君） おはようございます。

平成24年第7回道志村議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに9月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらず全員のご参集をいただき、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、先般の加山相模原市長への表敬訪問、相模縦貫道路建設への視察研修、さらには横内山梨県知事への表敬訪問など、ご多忙の中での精力的な活動に改めて敬意を表する次第であります。

また、過日の総合防災訓練に際しましてもご参加をいただき、感謝申し上げます。先日発表された南海トラフの巨大地震も、被害想定32万人というまことにショッキングな内容でありまして、昨年の3・11大震災からその恐ろしさを私たちは知ったわけですが、こうして、いつ来てもおかしくないと言われる巨大地震あるいは富士山噴火など、生命にかかわるようなこの重大な脅威に対し、不退転の決意をもって臨む覚悟であります。

今回の発表によりますと、本村においても最大6弱の震度が想定されるということでありまして、万が一のための備えや対策、命を守る訓練を急ぐ必要があります。災害対策本部となります役場庁舎や、避難所ともなる学校の重要性は大震災の教訓が教えていますので、必要な対策を急ぎたいと思っております。

さて、国民不在とも言われる政治状況の中で、地方の過疎化は着実に進んできています。経済発展のプロセスとも言われるように、都市への集中と地方の過疎化の現象は先進国を悩ます課題でありまして、我が国においても現在進行中であります。この全国的な課題は、本村において若者の都市への流出、人口の減少、住民の高齢化など、顕著に負のスパイラルとなって進行しています。多くの市町村もさまざまな取り組みを行っているわけですが、決め手となる決定打が今のところなく、本村においても持続可能な村づくりの中で、暮らしと働

く場の課題解決に向けて総合的な取り組みを進めていきたいと思っています。

今回の補正は、財政の健全化をさらに進めるため、村債の借りかえの予算措置をお願いしています。また、森林再生の推進を図るため路網整備や林道の修繕整備、生活道路の充実を図るための村道整備、耕作放棄地の解消、農地の有効活用を図るための農道整備などの予算計上になります。

また、当初予算でご承認いただきました防火水槽整備ですが、国の復興費への重点化方針によりまして本年度の整備計画に変更が生じたので、所要の予算減額の措置をし、来年度に向けた整備方針に切りかえ、ご理解をいただきたいと思えます。

また、平成23年度の一般会計及び特別会計の決算の認定をお願いするわけでございますが、一般会計においては実質収支が1億円余りの黒字となりました。また、同様に各特別会計においても実質収支に赤字はありませんでした。このことから、財政健全化判断比率における3指標に負担比率は発生せず、実質公債費比率においても5.7%と、至って健全な数値となっています。国の財源に依存する本村の財政体質から国の借金等の動向が気になるところでありますが、今後も可能な限り債務の縮小に心がけ、財政の健全化を堅持していきたいと考えています。

引き続き住民の皆様が安心して暮らせる持続可能な村づくりのために全力を尽くしてまいり所存でございますので、議員各位には今後とも格段のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、今回、定例村議会にご提案申し上げます議案等は、報告1件、条例の一部改正議案1件、廃止条例1件、規約の変更議案1件、一般会計等の補正予算の議案8件、平成23年度の一般会計等の決算認定10件、同意議案1件、請願1件であります。議員各位のご審議のほどよろしくをお願いをいたしまして、開会に当たってのあいさつといたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（水越茂広君） これから諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査について、地方自治法第199条第9項の規定により報告書が提出されております。また、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成24年5月、6月及び7月分の例月出納検査についての報告書が提出されております。お手元にその写しを配付しておきました。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成23年度道志村教育委員会の自己点検・評価シートについての報告書が提出されております。お手元にその写しを配付しておきました。

次に、本村議会に対し意見書の採択についての依頼1件及び陳情書1件の提出がありました。その写しをお手元に配付してありますのでご承知願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（水越茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第8番議員、山口勝也君及び第9番議員、杉本秀明君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（水越茂広君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長から協議結果の報告をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 議会運営委員長。

〔議会運営委員長 長田達義君 登壇〕

○議会運営委員長（長田達義君） 報告いたします。

議長から、去る9月5日、会期の件につきまして諮問がありました。議会運営委員会におきまして会議を開き協議した結果、会期につきましては本日から20日まで10日間の日程とすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（水越茂広君） ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から20日までの10日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの10日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（水越茂広君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告制となっております。

通告は5件受理しております。順番に発言を許します。

---

#### ◇ 出 羽 和 平 君

○議長（水越茂広君） 1番議員、出羽和平君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 1番議員、出羽和平君。

〔1番 出羽和平君 登壇〕

○1番（出羽和平君） まず初めに、道志村長期総合計画の目標値設定の件についてお尋ねいたします。

道志村総合計画は2006年から2015年までの10年間の道志村全般の課題について、その問題点、課題、そしてそのあるべき姿が明文化されています。さらに、施策の目標が指標名と現況値及び5年後の平成22年度のあるべき姿としても目標値が具体的に記入されています。私は議会議員になったときに、総合計画「日本一の水源の郷をめざして」のこの小冊子をいただき、6月定例会の協議会において担当から説明を受けました。しかし、既に目標到達年度は過ぎており、後半については目標値が何も示されていませんでした。担当者から、早急にまとめるとの回答があったと思います。

総合計画の中の一節です。「総合計画を実施するためには、予算づけし事業化することが必要です。事業をしている途中でまたは事業が終わった後に目標を達成できたかどうか、できなかった場合にはその原因は何かということを点検し、この点検評価をもとに翌年度までに改善をしていくことが必要です。その目標や達成状況は成果指標によりだれにでもわかる

数値で示します」、いわゆるP D C Aを回していくことが記述されています。今の状況は、目標値がないのに事業展開がされているということになります。是正措置が必要ではありませんか。いつまでに総合計画の後半部分のあるべき姿を数値化するのか、あるいはしないのか。また、する場合はいつまでにするのか、明確にさせていただきたいと思います。

次に、新たなヘリポートの必要性についてお尋ねします。

平成24年度の救急患者の搬送について、ドクターヘリによる搬送は何件ありましたか。現在、ヘリポートは大室指に設置されています。また、中学校のグラウンドの利用も考えられますが、離着陸の際に発生する土煙対策として事前に水まきをしておかなければならないなど、緊急性と常設消防の人員を考慮すると現実的ではありません。また、ヘリポートが遠い善之木地区等での事故等が発生し負傷者をヘリポートまで搬送するとき、救急車が到着する前にドクターヘリが先に到着することが考えられます。また、一分一秒を争うとき、搬送に時間がかかり過ぎることは、助かる命を時間との関係で失う危険性があります。神地から善之木までの間にヘリポートが必要だと思いますが、既に適当な場所があるのか、なければ新たに建設するなどの考えはあるかについてお尋ねをいたします。

○議長（水越茂広君） それでは、出羽和平君の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

村長。

○村長（大田昌博君） 目標値設定の件についてお答えをいたします。

本村の上位計画となります道志村総合計画ですが、平成18年度に10年計画として策定しまして、現在も村の指針となっている計画であります。議員ご指摘のとおり、当初予定した一連の作業が手間取ってしまい、おくれができましたことはまことに申しわけないことと思っています。本年度中に新たな方向をお示しできるものと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今日のように社会・経済状況の変化が激しい時代においては、変化のスピードに合わせたタイミングのいい、生きた政策を実行していくことが求められると考えていますので、柔軟性を持って今後も村づくりに取り組んでいきたいと思っております。どうかご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

引き続き、担当課長のほうからご説明いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 引き続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。

現在、12月を目標にこの計画一連の作業を進めているところでありますが、作業に大変手間取ってしまい時間がかかり過ぎていまして、大変ご迷惑をおかけしております。申しわけありません。今後、12月を目標とした作業工程等を作成し、この一連の作業を管理して、新たな目標値の設定など必要な見直しを柔軟性を持って取り組んでいきたいと考えております。

政策の実現におきましては、総合計画に基づいた実施計画、過疎計画など、それぞれの領域におきまして事業化の部門計画があるわけですが、説明責任を果たしながらそれぞれ予算づけから実施の管理を行っているところでありまして、今後もご指導いただきまして、事務執行に停滞が起きないように努めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

次に、次の質問ですが、新たなヘリポートの建設についてのご質問にお答えをいたします。

現在、山梨県では、本年4月よりドクターヘリの運用を開始し、県内における高度で専門的な救急救命医療を行っております。県内全域をおおむね15分以内で県立中央病院のほうに緊急搬送する事業でございます。本村におきましても、ここまで5カ月余りですが、8件のドクターヘリによる搬送が行われていまして、県内の市町村でも上位の出動回数になっております。その際使用しました離発着場は、発生現場においてのピックアップ2件、それ以外はすべて大室指ヘリポートを使用しております。中学校グラウンド、林間広場等も緊急時の臨時的な使用ができるわけですが、ご指摘のように砂ぼこり等の発生の問題がありまして、そういった問題の少ない大室指ヘリポートが主になっているところであります。

緊急発生箇所別では、久保地区2件、長幡地区1件、善之木地区3件となっておりまして、ご指摘のとおり、救急車よりドクターヘリのほうが大室指ヘリポートに早く着いたという事例もございます。また、土砂災害等によって地域の分断のおそれも想定できますので、村内に何カ所か整備することが必要と考えております。

本村の地形からいって候補地は極めて限られているわけですが、第1候補地としましては、数年前に検討されました中山地区の農村公園の活用が可能かどうか検討していただきまして、県とも協議中でございます。しかしながら、何よりもまず地域住民の皆様のご了解がなくては前に進まないわけございまして、早い時期に地域の皆様との意見交換会などの懇談の場をいただきまして、ご理解を深めご了承をいただけるよう努力したいと思っておりますので、その際にはぜひとも議員の皆様のお力添えをお願いいたたく、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 出羽和平君。

○1番（出羽和平君） 道志村総合計画の目標設定に当たっては、計画が多岐にわたっておりますから大変だと思います。また、最終年度のあるべき姿が数値化されていないということは、いわゆる絵にかいたもちだなということになると思います。大変だと思いますけれども、この際ですから実施していただきたい。それについて見直すものについては、これは小冊子にさせていただけるものでしょうか、お伺いします。

それから、ヘリポートの問題については、協議会等でまた検討したいと思っていますので、それはもう答弁要りません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 一応12月を目標とした作業ということでお答えしましたが、作業の報告は12月の議会あるいはその近い議会のほうでご報告させていただきたいと思いますが、冊子については、正式な冊子は今年度末ぐらいになるのかなと思っております。庁内のそういった原稿でご報告というような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（水越茂広君） 出羽和平議員、再々質問はありませんか。

○1番（出羽和平君） ありません。

○議長（水越茂広君） 以上でよろしいですか。

○1番（出羽和平君） はい。

○議長（水越茂広君） これで、出羽和平君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 佐 藤 定 三 君

○議長（水越茂広君） 次に、10番議員、佐藤定三君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 10番議員、佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） まず1点目に、川原畑地区源橋補強について。

前回の台風あるいは大雨等によりまして、道志川河川のはんらんにおいて川原畑地区源橋

の中央にある支柱の基礎が水面下に見えています。水面の位置がはんらん前に比べて1メートル以上下がっております。近隣及び対岸に田畑のある地区の皆さんは心配しております。今後、再び河川のはんらんにより川底が削られると、橋が崩壊するおそれが見えます。このため、橋の中央部にある支柱基礎の補強が必要であると思うが、村当局の考えをお伺いいたします。

2点目としまして、道志村児童・生徒の対外活動について。

本年8月の教育委員会主催により、道志小学校3年生16名と父兄及び学校関係者による東北地震災害地の子供との交流会に参加してきました。道志村の児童たちは大きな声で歌い、被災地の皆さんに感銘を与えてきました。児童にとっては初めての長旅、そして初めての大きな対外活動であったと思います。このような対外活動は児童たちに大きな自信と社会を見る力を養うものと考えております。また、このような対外活動を行うことは、総合的な学校教育の中で大変必要なことと思います。

そこで、今後道志村の児童・生徒の対外活動についてどのような考えで取り組んでいくか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは、川原畑地区源橋補強についてお答えをさせていただきます。

近年において、台風やゲリラ豪雨による洪水、土砂災害が多発しています。特に最近は、異常気象によるところの局地的集中豪雨などによる中小河川のはんらんも少なくありません。道志村においても、村の地形がV字型となっているので、台風や集中豪雨には両側の複数の沢筋より土砂が流入し、濁流となります。さらに、道志川は川の流れが蛇行していますので、複雑な流れによる土砂の堆積、または今年の台風時に発生したような洪水が偏って流れると、部分的に速い流れが生じて河岸が浸食され局所洗掘が発生し、危険な状態になります。対策工としましては、河岸の保護工事や水制工等の必要な場所があります。

議員のご質問による源橋のところも、今年の台風前は川幅全体を道志川が流れていましたが、台風後は右岸側に土砂が堆積し、左岸側に流れが集中したことにより左岸の河床低下が起きました。このため、橋脚の基礎上方が目視できますので、橋梁等の設計業者と確認

を行いまして対応したいと考えています。

また、昨年の台風による災害の発生状況は、これまでに余り例を見ない大きな災害が発生し、道志川及びその支流である複数の沢において洗掘等の被害が発生しました。現在も道志川の各所において大幅な河床の変化があるところが見受けられますので、このような箇所におきまして、河川管理者であります富士東部建設事務所と協議を進める中で、安全な河川管理をお願いしていきたいと考えています。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（水越茂広君） 教育長。

○教育長（佐藤光男君） 引き続きまして、佐藤議員の質問の件ですけれども、先月8月22、23日に実施されました小学校3年生の東北地方大震災の被災地の子供たちとの交流会参加を踏まえ、今後の道志村の児童・生徒の対外活動についてどのような考えで取り組んでいくのかという質問かと思えます。

ご質問の答弁の前に、子供たちと同行しました父兄に、貴重な体験の機会をいただき、また議員皆様並びに村当局に改めまして心よりお礼を申し上げたいと思います。特に子供たちと同行されました佐藤議員には、数々の心配りをいただき、どうもありがとうございました。

さて、今回の被災地での交流会ですが、長旅にもかかわらず子供たちは元気にその役割を果たしてきたかと思えます。その成果につきましても、会の終了後、会場の人たちから握手を求められたり、帰ってきてからの感想を聞いても、被災地の生の声や涙を見るのは感慨深いものがあると思えます。また、被災地の見学も、肌で感じとることはテレビや写真で見ることと違い、子供たち、父兄にも深い思いが伝わったと思えます。校外学習としては、小学校では横浜市の万騎が原小学校との交流、5年生の横浜訪問など、また、中学校では都留文科大学や明治大学との交流・訪問や富士河口湖町の西浜中学校との交流を行っております。

また、最近では養老先生のお話や、小学校5年生の間伐体験、また、人権擁護委員さんや今回の東北地方への訪問きっかけになった白井さんの格闘のお話、また、中学校の菊づくりの実習など、外部講師によるさまざまな取り組みを行っているところですが、児童・生徒の人間形成や社会形成能力、自己の理解、課題対応能力などの生きていく上での必要あるキャリア教育を進める中で、現地に行ってみる、体験をしてみるなど、五感を通じての教育が必要かと思っているところです。今後、こういった校外活動や対外活動は、児童・生徒が人として生きていく上での知識や心構えなど、必要なことであると思っております。学校の

学習の中で計画的に段階を踏み、その意義や成果を考慮し、児童・生徒が自分のものとして体得できるよう精査をしながら、また、学校の本分である授業への支障がないよう考慮し、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員、再質問はありませんか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員。

○10番（佐藤定三君） 河川のはんらんを聞いて、ちょっと再質問をさせていただきます。

私も、こちら現地を見まして、各基礎工事の高さ、深さというのが、たしか業者に聞きましたら1メートルぐらいだということで、案外と見た目より危機感があると思いますので、その辺をよく見ていただいて対応をお願いいたします。よろしくお願いします。

それから、児童・生徒の対外活動につきまして、今回は教育長も一緒にご同行させていただきました。お互いに子供たちの活動を見まして、かなり私はすばらしかったと思っています。これは、子供たちというのは、道志村においても数少ない、かなり減っております。子供はやはりその地区の財産です。やっぱりこの人たちが例えば道志村を離れたときにも、社会に出て道志村を出たときに、対応できる人材を育成することはかなり重要なことだと思ひましてお伺いしました。今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員の質問に対し、村当局の答弁に戻ります。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 確かに橋脚の基礎部分が、この上部面が洗掘されていますので、基礎の躯体部まではまだ洗掘されておりませんので、その辺は業者とも詳細に確認した上で対応させていただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

○議長（水越茂広君） 教育長。

○教育長（佐藤光男君） いろいろ心遣いありがとうございます。今後とも、そういった小学校、中学校の子供たちにつきましての対外活動でありますとか五感を通じての勉強、それから外部講師によるいろいろなお話を積極的に取り入れながら、いろいろな子供たちに教育をさせていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員、再々質問はありませんか。

○10番（佐藤定三君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、佐藤定三君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 大 田 博 文 君

○議長（水越茂広君） 次に、5番議員、大田博文君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 質問いたします。

道志川の環境保全について。

道志村では、平成13年度から合併処理浄化槽事業を進めており、道志川の水質保全については改善されつつあると思います。しかし、その反面、浄化槽の維持管理等のため使用されている塩素などの薬品等で、道志川の魚類に悪影響が出ないか懸念されるところです。

そこで、道志川の水質及び環境整備について、次の3点についてお尋ねします。

1点目が、道志川の水質検査の実施状況とその結果はどのように推移しているのか。

2点目に、今後道志川の水質保全をどのようにしていく計画なのか。

3点目に、道志川沿いの雑草及び雑木などの環境整備について、村当局はどのような対策を考えているのか。また、河川の環境整備について、漁業協同組合など関連団体との連携をどのようにしていく考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（水越茂広君） 大田博文議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） ただいまの道志川の環境保全についてお答えをさせていただきます。

1点目の、道志川の水質検査の実施状況、その結果がどのように推移しているかについて、水質調査の実施方法は、村内5カ所、月夜野、大室指、川原畑、三ヶ瀬、長又にて水を採取し、BOD値、大腸菌群数など6項目を調査しています。平成24年度は新たに8項目を追加し、さらに調査内容の精度を高めるべく取り組んでいます。平成13年度からは単独浄化槽の合併浄化槽への転換事業を行い、以来10年の結果を総合的に見ると、すべての地点できれいな水域と判断されています。この数値は、天候や気温などの影響を受ける要素があることを

配慮しても、大腸菌群数は、減少率の高い地点では10分の1まで減少しており、合併浄化槽事業の成果によるものと推測されますので、今後の水質について注視していきたいと考えます。

2点目の、今後、道志川の水質保全をどのようにしていく計画かについて、平成23年度末時点で整備された合併浄化槽は461基を数え、今年度も整備中であります。平成13年度より整備を始め10年以上経過しているものもあり、経年劣化が危惧される場所ですが、保守点検等維持管理を行うことで、今後も水質の保全に取り組んでいきたいと考えます。また、不法投棄が河川を含めた自然環境を破壊する原因の一つでもありますので、監視カメラの設置や林道の巡回等で減少しつつありますが、これからも発見次第、早期撤収をしていきたいと考えています。

3点目の、道志川沿いの雑草及び雑木などの環境整備についての対策及び河川環境整備での漁業組合など関係団体との連携について、毎年5月の最終日曜日に、道志水源基金や漁業協同組合などの助成を受け、村民全員による村内一斉清掃、消防団による一斉消毒を実施し、当日はごみの収集だけでなく河川沿いの草刈りなども実施している地域もあり、河川環境の保全につながっていると思います。また、道志川の環境整備につきましては、昨年の台風などにより荒れた河川の改修について、漁業協同組合、観光協会などと連携し、河川管理者である山梨県に依頼し、河床整理、流木等の撤去等を行っていただきました。今後も関係する機関と連絡を密にとり、対応していきたいと考えています。

以上です。

- 議長（水越茂広君） 大田博文議員、再質問はありませんか。
- 5番（大田博文君） ありません。
- 議長（水越茂広君） 以上で、大田博文議員の一般質問は終了いたします。

---

◇ 長 田 達 義 君

- 議長（水越茂広君） 次に、6番議員、長田達義君の発言を許します。  
〔「はい議長」という声あり〕
- 議長（水越茂広君） 6番議員、長田達義君。  
〔6番 長田達義君 登壇〕
- 6番（長田達義君） 私は3点について伺いますので、よろしくお願いいたします。  
第1に、漁業対策についてでございます。

ことしの道志川のアユ釣りについては、生育もよく大変期待されましたが、解禁間近の台風の影響で、残念ながら釣り人は少ない状況となっております。漁業組合の広報を見ても、毎年の売上げが減少しており、その原因は道志川に魚が少なくなったことが要因ではなかったかと思えます。

そこで、観光立村として村の活性化を目指していく道志村としても、大きな産業の一つである漁業対策についてどのように考え、また、今後漁業組合とどのように提携して道志川の漁業対策を進めていくか、お考えをお尋ねいたします。

2つ目に、森林整備についてでございます。

山梨県では、平成24年4月1日より森林環境税を導入しています。この目的としては、災害の防止、水源の涵養等、森林には多くの公益機能があり、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に受け継いでいくための財源として導入したものであります。県土保全、荒廃林の再生への期待はより高まっています。県では、本年度、森林環境税として2億2,000万円の税収を見込み、国庫補助金の2億円と合わせて4億2,000万円の事業施策を行う計画をしています。3つの基本施策のうち、森林整備については主に管内の森林組合が事業主体で実施することとなっているようです。道志村内の森林整備を実施する場合は、事業候補地の選定、山林所有者の承諾等について、道志村の最善の支援と協力が必要であると思えます。また、この森林環境税を最大限に活用して、村の森林整備を推進していくべきだと思うが、村長の考えをお尋ねいたします。

3つ目ですが、福祉センターについて。

6月議会定例会の協議会の中で、福祉センターの送迎用の車及び中間浴槽の改修について指定管理者から要望されたところございました。それについてその後どのような対策を行っているのか、進捗状況をお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員の質問に対して、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 村長。

○村長（大田昌博君） 漁業対策についてお答えをいたしたいと思えます。

道志川は、川の流れや形状も複雑で、瀬やふちが随所に見られ、魚類等の生息として良好な環境であり、昔から溪流釣りの場として人気は高く、関東近県等から多くの遊漁者が訪れ、観光産業などへの経済効果も多大であり、3月のヤマメの解禁日には、人気ポイントでは釣

りざおが触れ合うほどの混雑ぶりが見受けられ、また、6月前の解禁には入漁券の発券所にて友釣り用のおとりを購入する込み合った姿が自然と見受けられましたが、残念ながら近年は遊漁者数は減少傾向にあり、解禁日のこのような光景が見られなくなりつつあります。この遊漁者数の減少する原因は、釣り愛好家の減少、冷水病、カワウ及びサギによる食害等により、道志川の魚の絶対数の減少により釣果が期待できない等が考えられますので、漁業組合と連携し、放流魚の検査、冷水病の蔓延防止などの対策に取り組むとともに、村民、横浜市民の協力による河川清掃等を行い、河川環境美化にも努め、釣り人や川遊びで道志川を目的とする観光客の増加対策も図っていききたいと考えます。

また、ことは、昨年の台風により、河床や川の流れの変化、さらには道志川の護岸等の災害復旧工事も施行され、魚の生息への影響も少なくなかったものと思慮されます。このようなことを踏まえ、漁業協同組合、道志村、河川管理者である山梨県と協議する中で、シーズンオフの期間に河川整備を行い、魚影の多い楽しめる道志川になるように努めていききたいと考えます。

また、村のホームページの観光部門のさらなる強化も行い、道志川の渓谷の織りなす景観、四季を通じて人々の安らぎの場の提供、さらにはツイッターを利用した釣りの情報等を積極的に発信することにより、遊漁者の増につなげていききたいと考えます。

次に、森林整備についてでございますけれども、本村の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、適切な森林整備と水土保持機能の発揮が求められる人工林帯、さらには大渓谷の広葉樹が林立する天然性の樹林帯まで、バラエティに富んだ林分構成になっております。これらの森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源の涵養機能または山地災害防止機能を重視する水土保持林、生活環境保全機能または保健文化的機能を重視する森林と人の共生林及び木材生産機能を重視する資源の循環利用林に大きく3区分されていますので、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る必要があると考えます。

この森林整備のための基盤整備として、林道の開設、改良、舗装事業、作業道、路網の整備を進めています。また、森林施業の共同化、基盤整備による高性能林業機械の活用等を進める必要があると考えています。また、この基盤整備及び森林施業においても、国・県等の補助事業を活用して推進しているところであります。

議案ご質問の森林環境税は、山梨県が本年4月より導入したもので、事業の趣旨としましては、社会・経済情勢の変化に伴い森林所有者の努力では適正な森林管理ができなくなって

いることから、民有人工林についても所有者負担を求めず、森林環境税を充当し、国庫補助金とあわせて荒廃森林の整備等を行う事業で、事業期間は5年を1期として20年間となっています。道志村としましても積極的に取り込んでいきたいと考えます。

また、この事業を活用するためには、国庫補助事業とあわせて行う事業のため、補助事業採択基準がありますので、事業の活用に向けて富士東部林務環境事務所、南都留森林組合、道志村の三者にて協議を行うことになっています。事業導入には間伐の基準、事業箇所の行為の制限等がありますので、森林所有者のご理解をいただくこととなりますので、その節は議員各位のご協力をお願いするものであります。

なお、夏休み中の7月に行われました道志小学校の間伐体験は、森づくり活動環境学習への支援として、19万円ほど森林環境税から補助をいただきました。子供たちの森林への理解を深める一助となりましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

〔「議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、福祉センターの質問についてお答えいたします。

最初に、福祉センター送迎用車両（日産キャラバン）についてですが、道志村の社会福祉協議会が日本財団へ福祉車両助成金を申請し車両を整備しましたが、当初の計画であった社協がデイサービス事業を実施する予定で申請したことから、日本財団との契約書に基づいて適正な管理を実施することとなっており、この車両を指定管理者の平成福祉会が使用することができませんでした。村が平成8年度に購入した車両を使用し送迎していますが、老朽化した車両のため、利用者の安全を保障できない状況にあり、村民からもなぜ新しい車を使わないのかという質問もありました。このようなことから、平成福祉会が新しい車を利用しデイサービス業務が実施できるよう日本財団に協議した結果、平成福祉会に無償譲渡の条件で使用目的を変更することができることとなりまして、9月5日にこの承認申請を提出いたしました。これにより平成福祉会で使用可能となり、福祉事業の充実が図られるものと思います。なお、指定管理期間が終了する際には、また無償譲渡により社協の所有に戻ります。

次に、中間浴槽についてでございますが、現状の機械浴ですと入浴時間内に入浴できる利用者は6人までで、これからも機械浴の利用者が増加することが予想されることから中間浴槽の設置が必要になります。この中間浴槽はドアが昇降式になっている浴槽のことで、高さもいすに腰かける感覚でスムーズな入浴が行えます。入浴者と介護者の負担も軽減でき、し

っかり握れる手すりも設置されており、安全面にも配慮されて、利用者にとっても自立支援を促せる浴槽になっております。中間浴槽の設置により効率的で快適な入浴を提供でき、村内のお年寄りが利用する浴槽などで新年度予算において購入する方向で検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 漁業対策についてですが、業務前と実際話し合った経緯があるのかなのかちよつとわかりませんが、こういうことについて話し合った結果を議会なりなんかでひとつ示してもらいたいと、そのように思えます。

それと、森林税についてですが、整備についてですが、この間、県へ行ったときも、委員の前で課長が事業努力と、こういうようなことをうんと言っていたように思えます。なかなか事業努力といっても、道志村へ来て事業を起こすというのもなかなか大変、また、国の補助金の最初のハードルがなかなか大変で、我々がなかなか大変と、そういうふうに思っているんです。そういう意味で、村長初め、村のだれか委員が、ここにも書いてありますが、最善の支援と努力をお願いしたいと、このように思えます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。

○村長（大田昌博君） 漁協のほうの再質問でございますが、不定期ではございますけれども、問題が起きたときには漁協と村のほうと対応するというところで、何年か前には室久保川の白砂の問題、こうした問題で協力して解決しようということで話し合いを行い、また、県のほうへの働きかけ等も行ったところであります。そうした一つ一つ解決をともにしながら、道志村のこうした川の釣り人口がもう少しふえてくるように、対策を今後も引き続き進めてまいりたいと思えます。

それから、森林整備についてでございますけれども、村のほうも今年度も特に森林再生ということで力も入れて事業も進めておりますので、またいろいろな関係の団体と協議し、さらに進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 長田達義議員、再々質問はありませんか。

○6番（長田達義君） ありません。

○議長（水越茂広君） これで、長田達義君の一般質問は終了いたします。

---

◇ 杉 本 秀 明 君

○議長（水越茂広君） 次に、9番議員、杉本秀明君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 9番議員、杉本秀明君。

〔9番 杉本秀明君 登壇〕

○9番（杉本秀明君） 奨学資金貸付制度についてお伺いいたします。

道志村では、子供たちの教育支援制度として、児童生徒就学援助費支給並びに高等学校等の就学に対する助成金の支給などにより、村の将来を担う子供たちの教育振興を支援しているところですが、近年、本村でも、高校卒業後、大学や専門学校などの進学が大変ふえていると思いますが、反面、村の立地的な条件等により、ご家族の経済的負担もますます増大しています。

そこで、児童・生徒の教育支援に引き続き、他市町村でも行われている大学や専門学校への進学に対する奨学資金貸付制度あるいは補助金制度などの支援制度ができないか、お聞きいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 奨学資金貸付制度についてお答えしたいと思います。

本村の教育支援制度としては、ご指摘のとおり、児童生徒就学援助費及び高等学校等就学に対する助成金を実施しております。

道志村の修学資金貸与につきましては、教育関係ではございませんが、道志村保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦等の修学に対し資金の貸与条例がありますが、利用実績はございません。

ご質問の奨学資金貸付制度につきましては、南都留管内の町村を確認したところ、西桂町及び忍野村において条例化されているようですが、貸付制度の利用は今のところないようです。しかしながら、成績優秀で勉学の志厚き者が経済的理由により就学が困難になることは、優秀な人材を育成する上で道志村にとっても損失であると考えます。将来、道志村の発展に

尽力いただくことを目的に、本制度の前向きな検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、再質問はございませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員。

○9番（杉本秀明君） 奨学金制度をつくっても、借り手がないということもあるわけですが、本村の若い人たちと話をしたときに、こういう制度があつたらいいな、国・県なんかでも助成制度はあるわけなんですけれども、漏れた家庭で就学できないという条件があるときに、やっぱり本村で助けてやることがあつたらいいなと思っています。例えば、なんかでも600万ぐらいの予算を組んで、3件とか4件とか限定でやっているところもあるそうです。それは現に借り手があるということです。いろいろな貸し付けをしても、返さないとかいろいろなことがあるわけなんですけれども、できれば教育基金の条例もあるわけなんですけれども、そういったお金の有効活用ということも考えながら、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水越茂広君） 今の杉本秀明議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（水越茂広君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 議員さんのご指摘のとおり要望等ございましたら、ぜひこの制度の設立に前向きに善処したいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、再々質問はありませんか。

○9番（杉本秀明君） 以上です。

○議長（水越茂広君） 杉本秀明議員、以上でよろしいですか。

○9番（杉本秀明君） はい。

○議長（水越茂広君） これで、杉本秀明君の一般質問は終了いたします。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午前11時29分)

---

以下、録音漏れ

# 平成24年第7回道志村議会定例会

## 議事日程（第2号）

平成24年9月20日（木曜日）午後2時31分開議

- 第 1 報告第 3号 平成23年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 議案第42号 道志村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例
- 第 3 議案第43号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第44号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 5 議案第45号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第 6 議案第46号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第 7 議案第47号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）
- 第 8 議案第48号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第 9 議案第49号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第50号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第51号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第52号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第13 認定第 1号 平成23年度道志村一般会計決算の認定について
- 第14 認定第 2号 平成23年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第15 認定第 3号 平成23年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第16 認定第 4号 平成23年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第17 認定第 5号 平成23年度道志村老人医療費特別会計決算の認定について
- 第18 認定第 6号 平成23年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定について
- 第19 認定第 7号 平成23年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 8号 平成23年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第21 認定第 9号 平成23年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第22 認定第10号 平成23年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

- 第23 同意第 3号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第24 請願第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 第25 発議第 1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書
- 第26 同意第 4号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第27 同意第 5号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第28 同意第 6号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第29 道志村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第30 閉会中の継続調査について
- 

**出席議員（10名）**

- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 出羽 和平 君 | 2番  | 水越 茂広 君 |
| 3番 | 山口 博康 君 | 4番  | 池谷 高明 君 |
| 5番 | 大田 博文 君 | 6番  | 長田 達義 君 |
| 7番 | 山口 力 君  | 8番  | 山口 勝也 君 |
| 9番 | 杉本 秀明 君 | 10番 | 佐藤 定三 君 |

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 村 長    | 大田 昌博 君 | 教 育 長   | 佐藤 光男 君 |
| 総務課長   | 池谷 忠 君  | 産業振興課長  | 大房 保夫 君 |
| 住民健康課長 | 池谷 力三 君 | 教 育 課 長 | 山口 幹夫 君 |
| 会計管理者  | 山口 晃司 君 |         |         |
- 

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

- 事務局 長 山口 亮 君

---

◎開議の宣告

○議長（水越茂広君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

（午後2時31分）

---

◎議事日程の報告

○議長（水越茂広君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

---

◎日程の追加

○議長（水越茂広君） お諮りします。

村長から、道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、追加案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第26、追加日程第27及び追加日程第28として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎報告第3号の報告

○議長（水越茂広君） 日程第1、報告第3号 平成23年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第2項の規定により、村長より報告がありました。

村当局より報告の内容説明を求めます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） それでは、報告第3号でございますが、報告をさせていただきます。

平成23年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成23年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う健全化判断比率等について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、先般監査委員の審査に付し、審査意見書をいただいたところであります。そして、本議会に報告するものであります。

それでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率についてご報告いたします。

実質赤字比率につきましては、平成23年度一般会計が黒字決算ですので算定をされません。

連結実質赤字比率につきましても、平成23年度全会計黒字決算ですので、同じく算定がありません。

実質公債費比率につきましては、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、平成23年度決算では5.7%となりまして、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

将来負担比率につきましては、平成23年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っているため、算定はされません。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の決算になります簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計におきまして平成23年度黒字決算ですので、算定がされません。

いずれの指標にいたしましても、早期健全化基準、財政再生基準を大きく下回る数値でありまして、審査意見書においても健全な運営のご意見をいただきました。

今後とも、より健全化に向けて努めていきたいと考えておりますので、報告を以上とさせていただきます。

○議長（水越茂広君） これで報告を終わります。

---

#### ◎議案第42号、議案第43号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第2、議案第42号から日程第3、議案第43号までの2案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） はい。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第42号 道志村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例でございますが、平成17年度に制定された山梨県老人医療費助成制度につきましては、対象者が68歳及び69歳の高齢者の医療費を軽減する条例でありましたが、県内の高齢化が進み、その公費負担が膨大となることから、かねてより廃止案が出ており、山梨県において決定したこ

とから、本村においても道志村老人医療費助成金支給条例の廃止が必要となります。これが本案を提出する理由でございます。よろしくご審議ください。

以上です。

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） それでは、議案第43号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案件は、山梨県屋外広告物条例の改正により、本村における税源移譲に関連する漁場関係、手数料について条例改正を行うものであります。

詳細につきましては、お手元の改正条文をごらんください。なお、附則におきましてこの条例の施行日を定めています。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（水越茂広君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号から議案第43号までの2案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 道志村老人医療費助成金支給条例を廃止する条例、議案第43号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例、以上2案件は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第4、議案第44号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第44号 山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますけれども、住民基本台帳法（平成21年法律第77号）の一部改正が公布されたことに伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人登録原票が閉鎖されたことから、山梨県後期高齢者医療広域連合の規約中、別表にある「外国人登録原票」の表記を削除するため、地方自治法第291条の3第3項の規定により協議が必要であります。これが本案を提出する理由でございます。よろしくご審議ください。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案どおり決しました。

---

◎議案第45号から議案第52号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第5、議案第45号から日程第12、議案第52号までの8案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長、順次説明願います。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 議案第45号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,810万6,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、村債の借りかえを行うため、臨時財政対策債8,400万円を予算計上しております。また、確定見込みのある普通交付税を1,956万8,000円追加計上しております。また、国庫補助金のうち消防防災施設整備費補助金935万円が減額計上になりますが、国の復興費への重点化方針によるものであります。

歳出の主な事業につきましては、村債の借りかえを行うため、臨時財政対策債8,400万円を計上しております。また、村道久保秋山線整備事業1,312万5,000円、農道戸渡線整備事業525万円、和出村公衆トイレ改修事業500万などが主な追加計上であります。また、計画変更になります防火水槽設置事業1,700万円などは減額の予算措置となります。

なお、補正の詳細につきましては、予算事項別明細書のとおりでありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第46号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,432万3,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、一般療養費に500万、一般高額療養費に194万円、国保料の還付金に10万円などがございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、議案第47号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,534万6,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、診療所前の花壇の修繕を実施するもので、一般会計から繰り入れをして修繕費に17万9,000円を補正するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 続きまして、議案第48号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,206万円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、県負担金200万円、他会計繰入金80万円、村債20万円となります。歳出につきましては、営業費において委託料及び工事請負費として300万円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 続いて、議案第49号の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 続きまして、議案第49号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13万9,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入については、繰越金13万9,000円となります。歳出については、一般会計繰出金13万9,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第50号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ389万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,503万5,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、介護保険給付費準備基金積立金94万8,000円、国庫給付費負担金返還金でございますが97万6,000円、それから支払基金給付費負担金返還金144万1,000円、

県負担金給付費返還金74万4,000円などがございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上です。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 議案第51号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,515万4,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、他会計繰入金15万8,000円となります。歳出につきましては、営業費において15万8,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 議案第52号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳出予算それぞれ26万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,914万6,000円とするものです。

主な補正内容でございますが、春と秋に実施している特定健診事業において、後期高齢者の受診者が例年より多くいたため、委託料25万2,000円などの補正をするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 以上の8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号から議案第52号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成24年度道志村一般会計補正予算（第3回）、議案第46号 平成24年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）、議案第47号 平成24年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）、議案第48号 平成24年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）、議案第49号 平成24年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第1回）、議案第50号 平成24年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、議案第51号 平成24年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）、議案第52号 平成24年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）、以上8案件は原案のとおり決しました。

---

### ◎認定第1号から認定第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 続いて、日程第13、認定第1号から日程第22、認定第10号までの10案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長、順次説明願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 認定第1号であります。平成23年度道志村一般会計決算の認定についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、平成23年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけまして議会の認定に付するものであります。

一般会計につきましては、歳入総額で22億1,681万7,000円、前年度決算比7.8%の減であります。歳出総額は20億9,234万5,000円、前年度決算比8.6%減であります。差引額は1億2,447万2,000円となりまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支においては1億111万9,000円の黒字決算となったところであります。

歳入におけます自主財源は24.5%、依存財源が75.5%と、依然としてこの依存体質は続いています。限られた財源をいかに有効に、かつ効率的に執行するか、このことに留意し、行政改革にも引き続き努めながら、より有利な財源確保に努めまして、安全・安心の事業を中心に持続可能な村づくりに取り組んでおります。

歳出における目的別歳出状況からは、対前年度比、商工費175.2%の増になっております。主に道志の湯の改修に伴う増加分であります。農林水産費14.5%の増となっておりますが、同施設へのバイオマスボイラーの導入に伴う増加でございます。教育費69.3%の減において、主に中学校体育館の建設が完了したことによる減になります。

将来像に掲げました「日本一の水源の郷」を目指す中で、村民の暮らしに重点を置いたさまざまな事業に取り組んでおります。災害発生の確率が高まっていることに対し、防災計画見直しの策定事業、耐震防火水槽設置整備事業、消防ポンプ車の整備事業、消防ポンプ積載車の車庫整備事業、小規模災害への支援制度の創設、住民データのバックアップ事業など、より高い地域防災力の向上を図る取り組みを実施しております。

また、安心の村づくりでは、若者定住住宅の建設、子育て支援としての学童保育の拡充、医療費助成制度の充実、不妊治療への助成制度の創設、福祉センターの民営化、デジタル放送受信の支援事業、被災者受け入れ支援事業、にっこりコール、地域のお茶飲み会、買い物ツアー、エコライフの促進事業など、子供からお年寄りまですべての年代層に福祉的な施策を講じ、その取り組みを進めているところであります。

また、地域資源の活用を図る観点から、本村の最大の地域資源であります森林の保全と活用を進めるため、森林再生と活用と循環の仕組みづくりを行っております。伐期を迎えている山村の整備を進める間伐事業、その一連の作業を担う人的な体制づくり、低迷している間伐材をまき燃料として利用するための道志の湯バイオマスボイラー導入事業、加えて道志の湯改修事業、この一連の再生可能な森林資源の循環システムの構築を行っております。

また、暮らしの基盤整備においては、まちづくり交付金を活用し、村道の整備事業、簡易水道施設の整備事業、コミュニティ広場整備事業などを実施しております。

また、農林水産事業振興におきましては、鳥獣害防止施設や農道等の整備、企業的農業を推進するための基盤整備、どうし森づくり基金を活用した森林整備、森林の保全と活用の事業、林道及び路網の整備、中山間地域総合整備事業の継続実施など、また、観光振興においては、道の駅の駐車場整備及びトイレの整備など、その取り組みを行っているところであります。

また、大学連携事業、村単教員の継続、外国語指導助手の継続など、人材育成における強

化も図る事業を行っております。

また、延長線にないと言われる先の見えない時代にあって、村の未来の方向性を探るため、識者の皆さんと懇談会をするサステナブルな水源会議を開催し、そのご提言をいただいております。

これらさまざまな事業の実施に当たりましては、財政負担を極力軽減し、その事業を実施しているところであります。その結果、実質収支が1億111万9,000円の黒字決算となったところであります。

詳細につきましては、平成23年度決算書及び決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、認定第2号 平成23年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてですが、歳入総額2億7,899万2,349円、歳出総額2億7,899万2,349円、差引残額ゼロでございます。

主な補正内容でございますが、国民健康保険加入者の医療費等になりますが、総務費1,185万円、保険給付費1億7,076万円、後期高齢者の支援金2,909万3,000円、介護納付金1,508万8,000円、共同事業拠出金3,032万6,000円、償還金等の支出金で1,996万7,000円などがございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。よろしくご審議ください。

続きまして、認定第3号 平成23年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてですが、歳入総額1億1,872万1,387円、歳出総額1億1,872万1,387円、差引残額ゼロでございます。

主な歳出内容でございますが、総務費6,485万4,000円、医業費5,014万2,000円、施設整備費164万9,000円、公債費207万4,000円などが主なものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 認定第4号 平成23年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は7,836万793円、歳出総額は7,811万2,643円、差引残額は24万1,150円となります。

主な事業といたしましては、8給水区の施設の修繕費1,218万2,428円、工事請負費3,265万5,000円などが大きな事業であります。その他に公債費の元利合計1,855万391円であります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。ご審議をいただきまして、認定の件についてよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、認定第5号 平成23年度道志村老人医療費特別会計決算の認定についてですが、歳入総額8万7,594円、歳出総額8万7,594円、差引残高ゼロでございます。

主な歳出内容でございますが、平成20年3月で事業が終了となり、4月より後期高齢者医療制度へ移行しましたから、老人医療費の過誤等の精算をするものでございます。24年度からは一般会計の中で精算する予定でございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 認定第6号 平成23年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は3,744万7,950円、歳出総額は3,730万9,624円、差引残額13万8,326円でございます。

主な事業といたしましては、観光施設の運営事業であります。道志の湯の事業につきまして、事業費3,601万3,648円であり、昨年10月までの営業であります。その後休業とし、改修を行い、本年4月から指定管理者である株式会社どうしによりリニューアルオープンいたしました。この道志の湯の指定管理の導入により、村の観光3施設はすべて指定管理者の管理となりました。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。よろしくご審議をいただきまして、認定の件につきましてお願いいたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 認定第7号 平成23年度道志村介護保険特別会計決算の認定

についてですが、歳入総額1億7,798万9,871円、歳出総額1億7,360万9,732円、差引残額438万139円でございます。

主な歳出内容でございますが、総務費638万円、保険給付費1億5,533万5,000円、地域支援事業817万4,000円、基金積立金207万7,000円、償還金等への支出金101万2,000円、24年度への繰越金438万円などが主なものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

続きまして、認定第8号 平成23年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入総額1,859万3,451円、歳出総額1,627万8,874円、差引残額231万4,577円でございます。

昨年11月まで、福祉センター通所介護サービスを実施した主な歳出内容でございますが、人件費、燃料費、光熱水費、賄い材料費等が主なものでございます。なお、差引残額の231万4,577円につきましては、一般会計への繰り入れを行いました。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の実績のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 産業振興課長。

○産業振興課長（大房保夫君） 認定第9号 平成23年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入総額は1億739万5,036円、歳出総額は1億728万9,636円、差引残額10万5,400円でございます。

主な事業といたしましては、浄化槽施設22基の建設費5,594万4,000円と、設置済みの施設461基の維持管理費2,569万6,904円でございます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び決算状況資料のとおりでございます。よろしくご審議をいただきまして、認定の件についてお願いいたします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 住民健康課長。

○住民健康課長（池谷力三君） 続きまして、認定第10号 平成23年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございますが、歳入総額4,376万9,637円、歳出総額4,376万9,637

円、差引残額ゼロでございます。

主な歳出内容でございますが、75歳以上の高齢者に対する医療制度になりますが、総務費が124万5,000円、後期高齢者医療負担金4,195万5,000円、保険事業費56万8,000円などが主なものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。よろしくご審議ください。

以上でございます。

○議長（水越茂広君） 以上の10案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、10案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第10号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成23年度道志村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第2号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成23年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第3号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成23年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成23年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成23年度道志村老人医療費特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成23年度道志村観光施設等事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りします。

認定第7号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成23年度道志村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成23年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第9号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成23年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第10号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成23年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第23、同意第3号 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第3号についてご説明をいたします。

道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めるものであります。2名の委員が欠員しておりますので、次の2名について選任をたく同意を求めるものであります。

以下、朗読して説明をさせていただきます。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村8343番地。氏名、水越智次。生年月日、昭和26年11月17日。

住所、山梨県南都留郡道志村12431番地。氏名、池谷勝。生年月日、昭和33年8月31日の2名であります。

よろしく申し上げます。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決しました。

---

#### ◎請願第1号の上程、委員会付託の省略、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 続いて、日程第24、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります出羽和平議員より、要旨の説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

出羽和平議員。

○1番（出羽和平君） それでは、請願の要旨について説明いたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について。

請願人は、南都留地区PTA協議会会長、志村浩哉さん、南都留地区公立小中学校長会会長、中澤勇三さん、南都留地区公立小中学校教頭会会長、加藤一雄さん、山梨県教職員組合南都留支部執行委員長、岩澤宏行さん。

請願事項は、1つ、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願理由は、お手元の請願書の写しをごらんください。

請願書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上で、請願の要旨説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案件を採決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水越茂広君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 次に、日程第25、発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について議題といたします。

提出者、佐藤定三議員から提案理由の説明を求めます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 佐藤定三議員。

○10番（佐藤定三君） 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

昨年、義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度、小学校2年生については加配措置にとどまっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒や教員1人当たりの児童生徒が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子供が顕著にふえています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本県でも、個性を生かし、生きる力をはぐくむ山梨人、人づくりを形成教育の基盤に据え、「はぐくみプラン」の拡大になる学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育費予算について、GDPに占める教育機関への公財政支出の割合は、OECD加盟国（31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫

するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、ぜひとも以下の事項を実施するように要望します。

1つ、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月20日、道志村議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

なお、字句の修正等については議長に委任いたします。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決しました。

---

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 続きまして、日程第26、同意第4号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第4号でございますが、道志村教育委員会委員の任命につき議会に同意を求めることであります。

平成24年9月30日に委員が任期満了により退職しますので、その後任として任命したいということでございます。

以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

次のものを、道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村6167番地。

氏名、佐藤壽男。

生年月日、昭和23年10月8日。

提案理由、平成24年9月30日に委員の任期満了により退職するので、後任を任命したい。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決しました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 日程第27、同意第5号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第5号につきましても、先ほどと同様の委員の任命の同意についてお願いするものであります。

以下、朗読して説明をさせていただきます。

道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

次のものを、道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村9547番地1。

氏名、山口壮一。

生年月日、昭和30年4月27日。

提案理由は、平成24年9月30日に委員が任期満了により退職するので、後任を任命したいということでございます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決しました。

---

### ◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水越茂広君） 続きまして、日程第28、同意第6号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 総務課長。

○総務課長（池谷 忠君） 同意第6号でございます。道志村教育委員会委員の任命につき議事に同意を求めるものであります。

本提案理由につきましては、教育委員の欠員がありましたので、その後任を任命したいものでございます。

以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

次のものを、道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、山梨県南都留郡道志村8224番地。

氏名、杉本源子。

生年月日、昭和25年10月28日。

提案理由は先ほどと同様でございます。

以上です。

○議長（水越茂広君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決しました。

---

#### ◎道志村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（水越茂広君） 日程第29、道志村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

道志村選挙委員会委員及び補充員は、来る10月24日をもって任期満了となりますので、地方自治法182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

道志村選挙管理委員会委員を指名します。

道志村2786番地、出羽公昭君、道志村4229番地、平賀一彦君、道志村9620番地、山口米一

君、道志村10687番地、杉本正人君、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、道志村選挙管理委員会委員補充員を指名します。

道志村8451番地、杉本昇君、道志村49番地、湯川六昭君、道志村10395番地、池谷博司君、道志村6210番地、佐藤光栄君、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

---

### ◎閉会中の継続調査について

○議長（水越茂広君） 日程第30、閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため研修等実施の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調

査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水越茂広君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事はすべて終了いたしました。

---

### ◎村長あいさつ

○議長（水越茂広君） ここで、大田村長からあいさつをお願いいたします。

○村長（大田昌博君） 平成24年第7回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案をいたしました諸案件につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、承認、認定、ご同意をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

議員各位から賜りましたご意見、ご指摘、ご提言などにつきましては、これを十分留意いたしまして、今後とも村民の安心・安全を念頭に、適正かつ効率的な村政運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、棚上げしていた厄介な領土問題が再燃し、極めて難しい対応に迫られているわけですが、平和への歩みを間違えないよう、今こそ知恵と力を結集し、大事に至らない対処を切望するところであります。本村にも過疎化という直面する課題があります。大変大きな課題でありますので、住民の皆さんと一緒に知恵を絞り、汗をかき、力を合わせてこの課題に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

---

### ◎閉議の宣告

○議長（水越茂広君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（水越茂広君） これをもって平成24年第7回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時38分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---